

## 「代執行命令書」に対する声明文

私たちは、1月19日付で群馬の森追悼碑の撤去を代執行するとの「代執行命令書」を受け取りました。司法の判断を御旗にし、行政権力を行使する決断をしたと受け止めています。しかし、県の判断が本当に正しかったのか、誤りだったのかは、10年、20年後の日本の社会のありようが明らかにしてくれるでしょう。

山本知事が生まれ育った吾妻地区は、戦時中に朝鮮半島から連れてこられた人たちの労働現場がたくさんあります。知事が利用した吾妻線は、多くの朝鮮人によってつくられ、過酷な労働や危険な作業、劣悪な食料によって多くの朝鮮人が亡くなりました。当事者の証言もありますし、地域の人の証言もあります。「俺んちの庭先に朝鮮人の飯場があったよ」との話も聞いています。異国の地で命を落とした無念な思いを追悼碑という形にし、彼らの生きた証として、その事実を後世に伝え、残したい、そして未来のアジアとの平和友好を築いていくという思いが表現されたものが群馬の森の追悼碑です。

知事は、司法の判断にそって粛々と進める、と言っていますが、2022年12月の県議会で「群馬の森追悼碑は2回訪れている、碑文は問題ない、日韓・日朝の有効に資する碑である」と答弁しています。本心でそう思うなら、そのまま群馬の森においておけばいいのではないのでしょうか。

今回の県の行為は、群馬県内だけにとどまらず、日本全体にかかわる重要な内容を含んでいます。2013年当時、第二次安倍政権の時代、全国で歴史修正主義の動きが活発になりました。長野県の松代大本営跡地では、銘板にある強制連行という文字が目隠しされたり、奈良の天理・柳本飛行場跡に建てられた、朝鮮人の強制連行や朝鮮人女性の慰安所設置があったとする記述の銘板が撤去されたり、日本に植民地時代に合った歴史的事実を消し去ろうとする動きがあったのです。それと軌を一にして、群馬の森追悼碑に対して、ヘイトスピーチ団体「そよ風」が高崎駅前ですべて「碑文が反日的だ、撤去せよ」との街宣をしたり騒ぎを起こしました。しかし、2016年には「ヘイトスピーチ解消法が制定され、自治体によっては罰則付きの条例を作ったところもあります。「そよ風」については、2019年、横網町公園での関東大震災慰霊碑前で行った集会での言動が東京都の人権尊重条例に基づき「ヘイトスピーチ」と認定されています。10年たった今日において、10年前と同じように撤去ありきの県のかたくなな姿勢は、彼ら、歴史修正主義者と同じ思想であり、彼らの言動を助長することにほかなりません。

全国いたるところに歴史の教訓を後世に伝える碑が存在します。アジアの侵略戦争で偉勲を立てた日清・日露戦争の碑もあります。一度立てた碑が、ある目的をもって撤去されるということはありません。群馬の森追悼碑は県議会と県行政が公の地に建てることを認め、建立したものです。強制代執行する行為は、2001年に県議会において、日朝・日韓の友好に資する、アジアの平和を気付くために建立するとして趣旨を全会一致で採択した県議会議員の方々の思い、当時の小野寺弘之知事、さらには、1998年に強度出身の小淵恵三首相と当時の金大中大統領の間で交

わした日韓共同宣言で「日本の植民地支配の歴史に痛切な反省と心からのお詫び」を明記した約束をも否定することになります。

代執行は群馬県行政史に汚点を残すことであり、その行為が暴挙であると刻まれるでしょう。たとえ県が物理的に撤去しようとしても、戦後 50 年を期に、県内の朝鮮人強制労働の現状を調査し、記録に残し、校正に教訓として伝えようとした先達の追悼碑建立の思い、精神、思想を押しつぶすことはできません。

私たちはこれからも過去の歴史の事実に学び、日韓・日朝の真の友好、アジアの平和を気付くために運動を続けていく決意です。

2024 年 1 月 23 日

「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会